

令和5年度鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード 遵守状況点検結果について

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人鈴鹿医療科学大学・鈴鹿医療科学大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

<点検結果>

○→遵守できている △→概ね遵守できている ×→遵守できていない

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
本学の建学の精神・教育の理念・教育目標は次のとおりです。 (1) 建学の精神 科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる (2) 教育の理念 知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成 (3) 教育目標 ①高度な知識と技能を習得する ②幅広い教養を身につける ③思いやりの心を育む ④高い倫理観を持つ ⑤チーム医療に貢献する	○ 建学の精神の実質化を目指し、保健・医療・福祉の現場で専門職として貢献できる人材を育成している。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・教育の理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神・教育の理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 大学の教育目的及び研究目的 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康の向上に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。	○ 教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検・評価委員会において大学全体に共通するアセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価活動を行っている。
② 学部の教育目的及び研究目的 ア 保健衛生学部 本学建学の精神及び教育の理念に基づき、保健衛生学部、放射線技術科学科、医療栄養学科、臨床検査学科、リハビリテーション学科、医療福祉学科、鍼灸サイエンス学科、救急救命学科を設置し、放射線、磁気共鳴等を使う医療、健康と栄養、臨床検査、理学療法、作業療法、介護・福祉、臨床心理、鍼灸医療、救急救命等に関する諸科学及び医学について最新で高度な教育・研究を行うことによって、優れた専門知識と技術、医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。	○ 教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検・評価委員会において学部に関するアセスメント・ポリシーに基づく専攻単位の自己点検・評価活動を行っている。

イ 医用工学部 本学建学の精神及び教育の理念に基づき、医用工学部に臨床工学科と医療健康データサイエンス学科を設置し、医学と工学分野の最先端科学技術を積極的に医療に活用できる学際的な教育・研究をとおして、高度な専門知識と技術及び医療人にふさわしい教養と人間性を身につけた人材を育成することを目的とする。	○	教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検・評価委員会において学部に関するアセスメント・ポリシーに基づく医用工学部の自己点検・評価活動を行っている。
ウ 薬学部 本学建学の精神及び教育の理念に基づき、薬学部薬学科を設置し、薬学諸科学について高度で最新の理論・技術、医学、医療科学等の教育・研究及び教養教育を行うことによって、優れた人間性と高い倫理観を持ち医療に貢献でき、幅広く質の高い教養と国際性を身につけるとともに、科学的根拠に基づく論理的思考、問題解決能力、新しい医療技術とライフサイエンスの発展に貢献できる薬剤師を育成することを目的とする。	○	教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検評価委員会において学部に関するアセスメント・ポリシーに基づく専攻単位の自己点検・評価活動を行っている。
エ 看護学部 本学建学の精神及び教育の理念に基づき、看護学部看護学科を設置し、確固たる医療人としての職業意識をもち、豊かな人間性と倫理観を培い、チーム医療の一員として地域・在宅医療に貢献できる専門的に高い資質をもった看護専門職者を育成することを目的とする。	○	教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検・評価委員会において学部に関するアセスメント・ポリシーに基づく専攻単位の自己点検・評価活動を行っている。
③ 大学院の教育目的及び研究目的 本大学院は鈴鹿医療科学大学建学の精神に則り、医療科学技術の分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め医療科学技術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。 ア 医療科学研究科 現代社会が求める患者のためのチーム医療を実践することができ、より高い専門性を持つと同時に医療全般にも通じた幅広い医療スペシャリストを養成することを目的とする。 イ 薬学研究科 チーム医療を推進し、医療現場の諸問題を科学的に解決できる指導的専門薬剤師としての能力、先進的な医療薬学・臨床薬学の研究に取り組むことのできる科学的思考・研究心・研究能力を持った研究者及び教育者を養成することを目的とする。	○	教育目的及び研究目的を実現するため、自己点検評価委員会において全学に関するアセスメント・ポリシーに基づく研究科単位の自己点検・評価活動を行っている。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○ 令和4年度に受審した認証評価の結果について、中期計画に反映させる指摘事項はなかったが、今後も学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定を続ける。
② 中期的な計画の進捗状況については、自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○ 「基本方針2021」及び中期計画に基づいた1年毎の活動計画を自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、ホームページで公開している。
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○ 外部理事には、理事会開催時に事業計画や事業計画に係る達成度報告、財務に係る報告を行い、情報共有・意見交換等を行い経営能力の向上を図っている。また、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めるために私学経営研究会等の外部研修等に参加させている。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○ SD推進に係る基本方針に基づき、適切かつ効率的な大学運営を図るために必要な知識・スキルを身に付け、能力及び資質を向上させるための研修等を実施している。

⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	活動計画検討・実行委員会（学長を委員長とし、重点分野毎に責任者１人と分担者数名を置く委員会）で定められた「基本方針」に基づき「中期計画（６年）」及び「活動計画（１年）」策定し、進捗状況、自己点検・達成度の評価を行い、自己点検・評価委員会に報告を行うなど教職員からも改革の積極的な提案を行っている。
--	---

(3) 私立大学の社会的責任等

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○ ガバナンス体制の検証を自主的に行い、教育・教育・社会貢献機能の最大化に資する体制整備に努めている。また、大学HP上等で経営について情報の公開に努めている。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○ 大学運営において学生を最優先に考えることはもとより、ステークホルダーとの良好な関係な関係を保ち、公共性を念頭に、地域貢献活動に取り組んでいる。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○ 多様性への対応として、女性の活躍状況の把握や課題分析、行動計画の策定・公表を行っている。また、性別、雇用形態などに係わらず教職員一人ひとりに対し、研修の機会を与えている。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○ 寄附行為第16条に定め、遵守している。
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	ア 寄附行為第33条、第34条等及び理事会業務委任規程に明示し、遵守している。 ○ イ 理事会議事録を作成し、保管している。 ウ 重要事項については、適宜報告している。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	ア 寄附行為に定め、遵守している。具体的には、理事会における事業報告、決算報告等に係る審議を通して、業務を監督している。 ○ イ 各種方針・規程等の整備、監査機能の強化等を通じ内部統制やリスク管理体制を適切に整備している。

④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長は理事会が選任し、学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	ア 理事会業務委任規程第4条に定め、遵守している。 イ 学長は学長選考規程に従い選任し、副学長は管理職制に関する規程第6条で理事会が承認、理事長が任命し、担当業務は学長が指定すると定めており、遵守している。 ウ 学則及び関係規程等を整備し、可視化を図っている。
⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	ア 年間の開催計画は、前年度3月の理事会において提示している。また、審議事項については、寄附行為の定めに従い開催日の1週間前までに通知し、遵守している。 イ 審議時間については、十分確保している。
⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○ 私立学校法に基づいている。
⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○ 私立学校法に基づいている。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○ 責任限定契約の締結及び私大教役員賠償責任保険制度に加入している。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○ 寄附行為第16条に定めている。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○ 寄附行為第11条に定め、遵守している。
② 理事長を補佐する理事として、副理事長を置くことができ、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○ 寄附行為第12条及び第14条に定めている。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○ 寄附行為第5条及び第10条に定めている。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○ 法令及び寄附行為を遵守し、忠実に職務を行っている。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○ 私立学校法に基づいている。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○ 私立学校法に基づいている。
⑦ 理事は、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○ 寄附行為第18条に定め、遵守している。

(2) 学内理事の役割

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○ 適切に業務を遂行している。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○ 教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行している。

(3) 外部理事の役割

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○ 6名の外部理事を選任している。（令和5年度末現在）
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○ 外部理事は理事会において多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に大きく寄与している。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○ 理事会開催日の出来る限り1週間前までに資料を送付するなど、事前・事後のサポートを十分行っている。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○ 私立学校法第44条の3に基づき寄附行為に定め、遵守している。
② 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○ 私立学校法第37条第3項に基づき寄附行為に定め、遵守している。
③ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○ 私立学校法第37条第3項に基づき寄附行為に定め、遵守している。
④ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○ 私立学校法第40条の5に基づき寄附行為に定め、遵守している。

(2) 監事の選任

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○ 寄附行為第7条に定め、遵守している。
② 監事は2名置くこととします。	○ 監事は2名配置している。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○ 監事の就任・退任時期が重複しないよう配慮している。

(3) 監事監査

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
監事は、監査実施後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○ 監事は監査報告書を毎年5月の理事会及び評議員会において報告し、公表している。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。	○ 三者の一層の連携による、監事監査機能の充実に努めている。
② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○ 監事は、文部科学省等が実施する研修会に参加している。
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○ 理事会及び評議員会開催日の出来る限り1週間前までに資料を送付するなど、事前・事後のサポートを十分行っている。

④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○ 内部監査室との連携を図るとともに、監事業務の遂行に必要な情報提供は随時行い、監事の業務を支援するための体制整備に努めている。
-------------------------------	--

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財益上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	○ 寄附行為第22条に定め、遵守している。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○ 評議員会開催日の出来る限り1週間前までに資料を送付し、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保している。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○ 寄附行為第23条に定め、遵守している。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○ 私立学校法第38条に基づき寄附行為に定め、遵守している。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○ 理事11名に対し、評議員は26名選任している。（令和5年度末現在）
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○ 寄附行為第24条に定め、遵守している。

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	寄附行為第24条に定め、遵守している。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会又は評議員会が選任する扱いとしています。	○	寄附行為第24条に定め、遵守している。

(2) 評議員への情報提供

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報提供について十分に行います。	○ 寄附行為に定め、遵守している。各評議員に対し、評議員会開催通知と各審議事項に関する資料を送付している。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、鈴鹿医療科学大学学長選考規程に基づき、「理事会が行う」とあり、鈴鹿医療科学大学管理職制に関する規程において、学長の職務は「本学の最高管理責任者としてこれを代表し、大学における研究・教育・管理に関し、理事会から委託された権限を行使して、その政策を決定し執行する責任を有する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する専門の学理と技術の教授・研究を行い、併せて科学、技術の進歩を、真に人類の福祉と健康に役立たせうる有能な人材を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○ 学長の諮問会議として自らが議長である大学協議会において、大学の重要事項を審議している。 従って学長のリーダーシップのもと、適切に運営され、十分に機能を果たしている。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○ 理事会業務委任規程第4条に定め、遵守している。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○ 理事会の審議事項等を大学協議会において報告をしている。 さらに、理事長が議長である大学運営協議会において、法人の状況や理事会の方針・見解について共有したうえで、教学の運営を行っている。

（2）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

① 大学に副学長を置くことができるようにしており、鈴鹿医療科学大学管理職制に関する規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。その担当業務は学長が指定する。」としています。	○ 学長を補佐するために副学長を「大学院・研究担当」「教務・教育改革担当」「学生・社会貢献担当」「国際戦略担当」の4名配置し機能している。
--	--

② 学部長の役割については、鈴鹿医療科学大学管理職制に関する規程において「学部長は、当該学部の学務を管理し、所属教員を統轄する。」としています。	○	各学部長は当該学科長と情報共有し、日常的に当該学部の状態を把握し、統括している。また、月1回の学部教授会を主催し、学長からの指示等の共有と教授会で審議すべき項目について、議長として審議しており、機能している。
--	---	--

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については鈴鹿医療科学大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○ 教授会規程第3条の2に定め、遵守している。さらに、学長が議長である大学協議会において、各学部教授会および研究科委員会の議事内容等を報告している。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・教育の理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 学部・学科・専攻ごとの３つの方針（ポリシー） ア 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学選抜の方針（アドミッション・ポリシー）	○ 大学全体および学部・専攻別に３つの方針を設けている。大学ホームページ・学生要覧・学内の掲示板に公開し、周知している。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○ 学長主導のもと、大学協議会及び自己点検・評価委員会が中心となり、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会の下部組織として、自己点検・評価活動委員会を置き、全学の活動に関する方針・中期計画及び活動計画をたて、その実施が適切であるかについても点検・評価を行っている。さらに、IR推進室において、収集・分析をした情報等を活用するとともに、外部評価委員会を設置し、自己点検・評価を第三者の視点で評価をして頂いており、自己点検・評価をホームページで公表している。以上の結果に基づいて、学生の学修成果、高度な教育の実現、学修環境等の整備・充実に取り組んでいる。
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○ 教職員に対し、ハラスメントに関する研修会を行っている。

4-2 教職員等に対して

（１）教職協働

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○ ６年間の中期計画を達成させるため、単年度ごとに重点分野の活動計画を立て、教職協働でその計画を実行している。さらに、単年度の実施状況、達成度について自己点検・評価を教員と事務職員で行い、次年度の活動計画に結びつけPDCAサイクルを回しており、教職協働体制を構築している。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・教育の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事等は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○ ア 常勤理事には、担当業務を課している。夫々の担当業務について事業計画・活動計画進捗状況、達成状況を通じて自己評価を行うとともに、次の計画に反映させている。 イ 監事は監査報告書を毎年5月の理事会及び評議員会において報告している。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○ ア 「教育職員等評価取扱基準」に基づき、以下の目的のために教育職員の評価を実施している。 1) 教育職員等が本学の中期計画・活動計画および3つのポリシーに基づき自己活動を点検・評価することによって改善意識を高め、教育研究活動等の活性化を図る。 2) 高等教育機関としての教育・研究の質を保証する。 3) 教育職員等の能力、実績、改善意識を公正に評価し、評価結果を処遇に反映する。 イ FD推進委員会を年10回以上開催し、講演会開催やFDハンドブック発行など毎年意欲的に活動している。また、LMS研究部会を下部組織として設置し、全学科教員が属する組織として、授業改善方法等を研究している。
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○ ア 教職員は、自身の専門性と資質の向上を図るため、大学が開催する研修会や他の機関が開催する研修会に参加している。 イ SD推進に係る基本方針及び年次計画を策定し、教職員の資質向上に必要な研修を計画的に実施している。 ウ 年次計画に基づき、能力及び資質を向上させるための研修を行っている。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
①認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○ 2008年度から7年ごとに大学機関別認証評価を受審しており、2022年度に直近として公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、機構が定める評価基準に適合していると認定され、評価結果を踏まえ改善に努めている。
②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○ 自己点検・評価では、重点分野を設定し、分野ごとに達成状況について点検・評価を行い改善状況について定期的に把握している。さらに次年度には未達成の部分を実行可能な計画として反映させ、改善に向けて取り組んでいる。認証評価については、基準ごとに自己点検を行い、改善向上方策を明確にし、課題解決に向けて活動計画に反映し実行している。
③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○ 自己点検・評価報告書のページを作り、過去に作成した各年度の自己評価報告書を公開している。

(2) 社会貢献・地域連携

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○ 文科省科研費助成への応募を促し採択件数の増加に努めている。 最新の研究成果（英語学術論文）の内容を随時本学ホームページ等に掲載公表している。 SUMS学科横断的共同研究費助成事業を毎年実施し、研究成果の公表を促している。 鈴鹿工業高等専門学校との医工連携研究会を開催（毎年2回）し、共同研究の推進を図っている。

②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○ みえメディカルバレー構想事業（みえLIP）及びSUZUKA産学官交流会の役員会・研究会に参加し、本学の研究活動の広報に努めている。 令和5年度はSUZUKA産学官交流会の中に本学主導で鈴鹿メディカルグループ（SMG）を設置した。このSMGでは医療分野の新規商品開発に関心のある異業種が集い、地域医療の発展に寄与することを目指している。 今後、三重県内や松阪地域の企業と連携して医療関連商品の開発に取り組んでいく予定である。
③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○ 保健衛生学部、薬学部の2学部において、社会人対象の入試を実施し、すずか市民アカデミー「まなベル」やみえアカデミックセミナーと連携し、社会・地域に医療・健康・福祉について学べる場を提供している。
④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○ みえ防災減災センター主催の活動に参画した。
⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○ 地球環境保活動に伴う点検及び報告を実施した。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	ア 防災危機管理対策委員会を開催し、自然災害及び、事業継続・海外危機等 関連する7つの部門において、危機管理体制と危機管理マニュアルの整備を行った。 ○ イ 公的研究費の不正使用の防止のため公的研究費に関する規程に沿った講習会等を実施した。 また、教職員に対し、ハラスメントに関する研修会を行っている。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	ア 定期的に挨拶運動と交通指導を実施した。 イ 防災訓練を実施した。 ウ ハラスメント防止講習会を実施した。 ○ エ セキュリティに関して周知・啓発を実施した。 オ A-potal（大学ポータルサイト）による様々なリスクに対して注意喚起を都度行っている。
③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	○ 令和4年11月にBCP（事業継続計画）を策定した。

(2) 法令遵守のための体制整備

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	○ 教職員に対し各種コンプライアンス研修等を実施し、法令等を遵守するよう組織的に取り組んでいる。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○ 公益通報に伴う相談窓口を内部と外部に設置することにより、通報者又は相談者を保護し、大学におけるコンプライアンス体制の強化に取り組んでいる。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

（1）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学選抜の方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	○ ホームページ等で公開している。
② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 記載内容 1) 法人の概要 2) 事業の概要 3) 財務の概要	○ ホームページで公開している。

（2）自主的な情報公開

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	○ 様々な媒体を活用し、公開している。

(3) 情報公開の工夫等

項目	点検結果及び△または×の場合の対応策
① 上記(1)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○ ホームページで公開しており、私立学校法第47条等も遵守している。
② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○ 情報公開規程を策定しており、本規程に基づいて情報公開をしている。
③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、キャンパスガイド、入試ガイド、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○ 様々な媒体を活用し、公開している。
④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○ 情報公開のページを作成し、アクセスがしやすい様にしている。また、財務に関する参考資料を公開する等をして、説明方法を工夫している。